

日 薬 業 発 第 503 号  
令 和 3 年 2 月 26 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における  
組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、総務省自治行政局公務員部福利課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等については、令和2年2月28日付け日薬業発第432号にてお知らせしたところですが、今般、一部負担金の免除措置については、令和4年2月28日まで延長されるとのことです。

該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡

令和 3 年 2 月 22 日

日 本 医 師 会  
日 本 歯 科 医 師 会  
日 本 薬 剤 師 会

} 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における  
組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について

日頃、地方公務員共済組合制度の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。  
標記の件について、別添のとおり関係共済組合等に対して通知しましたので、お知らせいたします。  
貴会におかれましても、該当する県内の会員に対して、この旨周知いただくようお願いいたします。

(添付書類)

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について

事 務 連 絡  
令和 3 年 2 月 22 日

各都道府県市町村担当課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における  
組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）における組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の一部負担金の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について」（令和 2 年 2 月 21 日付け事務連絡）において、一部負担金の免除措置の期間を令和 3 年 2 月 28 日までとしておりましたが、今般、一部負担金の免除を行う期間を下記のとおり延長することとしましたので、組合員等に対して周知徹底するよう、貴都道府県内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対する指導方よろしくをお願いします。

記

1 一部負担金の免除措置の期間の延長について

帰還困難区域及び上位所得者（※2）を除く旧避難指示区域等（※3）の組合員等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した組合員等を含む。）の一部負担金の免除措置については、令和4年2月28日まで延長する。

2 一部負担金免除証明書について

- （1） 一部負担金の免除措置の対象となる組合員等に対し、免除証明書を交付すること。
- （2） 旧避難指示区域等の上位所得者の組合員等を対象外としていることから、旧避難指示区域等の組合員等に対しては、上位所得者となる組合員等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、令和 3 年 8 月 31 日を有効期限とする免除証明書を交付し、同年 9 月 1 日以降の取扱いについては、上位所得者となる組合員等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。

(3) 保険医療機関等の窓口においては、有効期限が切れていない免除証明書を提示した組合員等についてのみ、一部負担金の支払を免除すること。

(※1) 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

(※2) 「上位所得者」とは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第43条第1項に規定する標準報酬月額が53万円以上の組合員をいう。

(※3) 「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等をいう。

事 務 連 絡  
令和 3 年 2 月 22 日

地 方 職 員 共 済 組 合  
（地方共済事務局扱い）  
東 京 都 職 員 共 済 組 合  
各指定都市職員共済組合

御中

総務省自治行政局公務員部福利課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における  
組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）における組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の一部負担金の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における組合員及び被扶養者の一部負担金の免除措置の延長等について」（令和2年2月21日付け事務連絡）において、一部負担金の免除措置の期間を令和3年2月28日までとしておりましたが、今般、一部負担金の免除を行う期間を下記のとおり延長することとしましたので、組合員等に対して周知を徹底し、適切に対応いただきますようよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 一部負担金の免除措置の期間の延長について

帰還困難区域及び上位所得者（※2）を除く旧避難指示区域等（※3）の組合員等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した組合員等を含む。）の一部負担金の免除措置については、令和4年2月28日まで延長する。

### 2 一部負担金免除証明書について

- （1） 一部負担金の免除措置の対象となる組合員等に対し、免除証明書を交付すること。
- （2） 旧避難指示区域等の上位所得者の組合員等を対象外としていることから、旧避難指示区域等の組合員等に対しては、上位所得者となる組合員等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、令和3年8月31日を有効期限とする免除証明書を交付し、同年9月1日以降の取扱いについては、上位所得者となる組合員等を判断

した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。

- (3) 保険医療機関等の窓口においては、有効期限が切れていない免除証明書を提示した組合員等についてのみ、一部負担金の支払を免除すること。

(※1) 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

(※2) 「上位所得者」とは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第43条第1項に規定する標準報酬月額が53万円以上の組合員をいう。

(※3) 「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等をいう。

**医療保険の一部負担金の免除について(医療機関、患者あてのQ&A)**  
**(市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度・健康保険・船員保険)**

**【一部負担金の還付関係等】**

問1 一部負担金等免除証明書(以下「免除証明書」という。)の有効期限後、医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金は免除にならないのか。

(答)

免除証明書の有効期限後は、有効期限が更新された免除証明書を医療機関等に提示しない場合、原則として一部負担金の支払いが必要になります。ただし、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の医療保険の保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問2 保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になるのか。

(答)

すでに支払ってしまった一部負担金の還付を受けるためには、ご加入の医療保険の保険者に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

- ①免除証明書(免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書)
- ②医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。なお、還付申請書を提出する時点で、有効期限が更新された免除証明書が手元に届いていない場合には、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。

# 医療機関等で受診される 東日本大震災の被災者の皆さまへ



厚生労働省  
令和3年1月

## 医療機関等における窓口負担の免除について

- ① 窓口負担の免除を受けるためには、医療機関等の窓口で、**有効期限が切れていない免除証明書**を提示する必要があります。

▶ 現在、免除証明書をお持ちの方は、**有効期限をご確認**ください。

- ② 現在お持ちの免除証明書の有効期限後も、ご加入の医療保険の保険者により、引き続き窓口負担が免除されることがあります。

▶ 窓口負担が免除される場合、**有効期限が更新された新しい免除証明書**を、医療機関等の窓口でご提示ください。

(※) 窓口負担の免除の対象となる要件は、ご加入の医療保険の保険者により異なります。

なお、引き続き窓口負担の免除の対象となる場合、新しい免除証明書はご加入の医療保険の保険者から送付されますので、お手元に届かない場合は、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。



窓口負担の免除や、免除証明書の取扱いに関してご不明な点があれば、ご加入の医療保険の保険者へお問い合わせください。

◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までで終了しています。

- ・ 入院時の食費、居住費
- ・ 被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・ 柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術 等